

和泊町告示第 91-2 号

和泊町ふるさと特産品支援事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 6 年 6 月 3 日

和泊町長 前 登志朗

和泊町ふるさと特産品支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特産品等の販売やふるさと納税者への返礼を通じ、和泊町の新しい魅力を発信するため、特産品の開発・改良等に要する経費に対し、予算の範囲内において和泊町特産品開発事業補助金を交付することに関し、和泊町補助金等交付規則（平成 22 年和泊町規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第 2 条 補助の対象者は、次のいずれにも該当する事業者等とする。

- (1) 町内において、別表 1 の定義に該当する特産品を販売又は製造している事業者及び販売又は製造しようとする事業者等。
- (2) 定款又は規約を有し、責任者が明確であり、独立した経理を行っている事業者等。ただし、個人事業者については定款又は規約の有無は問わない。
- (3) 和泊町に住所を有する個人又は主たる事業所の所在地が和泊町内である事業者等。
- (4) 同一の補助対象事業について、別の補助金を併せて受けない事業者等。
- (5) 本補助金を活用し製造された商品を、和泊町ふるさと納税の返礼品に登録する意思のある事業者等。
- (6) 町税の滞納がないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しない事業者等。
 - ア 宗教活動や政治活動を目的とする事業者等
 - イ 特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦、支持又は反対することを目的とする事業者等
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77

号)に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う事業者等

(補助対象期間)

第3条 補助の対象となる期間は、交付決定の日から当該年度の2月末日までとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は次の各号のいずれかに該当するものとし、具体的には別表2及び別表3に記載する経費とする。

- (1) 特産品の新規商品開発に要する経費
- (2) 既存の特産品のリニューアルに要する経費
- (3) 既存の特産品の包装デザインリニューアル及び印刷に要する経費
- (4) 特産品の品質検査及び栄養成分分析に要する経費
- (5) 上記の告知に伴うチラシ及びインターネット上での発信に要する費用

2 前項第1号及び第2号において、外注による商品企画費が占める割合は補助対象経費全体の2分の1以内とする。

第5条 補助金の額は、前条に掲げる対象経費の2分の1に相当する額とし、500千円を限度とし、予算の範囲内で支給する。

2 補助金の額の算定に当たっては、100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者等の代表者（以下「補助申請者」という。）は、和泊町ふるさと特産品支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる必要書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 事業者の定款又は規約（任意様式）
- (4) 納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出期限は、町長が別に定める日とする。

3 町長は、第1項による申請内容を和泊町ふるさと特産品支援事業選定委員会にて審査し、審査結果に基づき、補助金交付対象とする事業者を選定する。

4 補助申請者は、前項による審査に対し、町長から事業に対する説明を求めら

れた場合は、事業について説明を行わなければならない。

- 5 町長は、審査結果に基づき、補助金交付を決定したときは、和泊町ふるさと特産品支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条第5項の交付決定通知を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、和泊町ふるさと特産品支援事業実績報告書（第3号様式）に次に掲げる必要書類を添えて提出するものとする。

- (1) 収支決算書（別紙3）
- (2) 対象経費の支出を証する帳票等（領収書等）の写し
- (3) 事業で作成した成果物の写真、サンプル、資料及びチラシ等
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第8条 町長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、和泊町ふるさと特産品支援事業補助金交付確定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、和泊町ふるさと特産品支援事業補助金交付請求書（第5号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

なお、本補助金は、前条に規定する補助金額が確定されてから交付することを原則とし、概算払いは認めないこととする。

（決定の取消し）

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の決定を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他の不正な手段により決定を受けたとき
- (2) 補助対象年度内に町外へ転出したとき
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき

（補助金の経理等）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 26 日告示第 84 号）

この要綱は、令和 5 年 7 月 26 日から施行する。

別表 1

本事業でいう「特産品」は以下のうちのいずれかに該当するものとする。

種類	備考
沖永良部島の農林水産物や自然資源を活用して製造された産品	食品，調味料，鉱物及び貝殻等を使用して作ったもの等
沖永良部島の資源をモチーフに製造された産品	ユリ及びウミガメ等をモチーフにしたキーホルダー及び衣類等
沖永良部島の歴史及び土地に根差して製造されてきた産品	紬や芭蕉布等の工芸品及び焼酎等
本町と密接に関連する固有の名称を冠した産品	「沖永良部島」「西郷隆盛」等の名称を冠した商品等 ※知的財産権を侵害していない，若しくは関係する許諾を得ていること
その他町長が認める産品	

別表 2 補助対象経費の内訳

材料費，デザイン費，包装資材費，印刷費，旅費，委託費，成分分析調査に係る費用，試作費，宣伝広告費，加工費，物品購入費，その他町長が必要と認める費用

物品購入にあたっては，第4条1項に密接に関係するものに限り，補助対象経費全体の3分の2以内とする。

旅費を計上する場合は，実績報告時に出張復命を提出することとする。

別表 3 発注個数の上限

本事業において試作品又は初期ロット分を作成するにあたり，材料，パッケージ，ラベル印刷等に係る費用は200個分を上限とする。

